

---

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の取扱いについての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）及び第 197 回金融商品専門委員会（2023 年 3 月 14 日開催）における信用減損金融資産に係る利息収益の認識の審議では、ステップ 2 を採用する金融機関において、引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）に係る審議を行い、次の事項についても整理する必要があるとの意見が聞かれていた。
  - (1) POCI
  - (2) 直接償却
3. 前項の論点について、第 499 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 11 日開催）及び第 198 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 5 日開催）（以下合わせて「第 499 回企業会計基準委員会等」という。）では、ASBJ 事務局からステップ 2 及びステップ 3 において追加的に検討を行う論点として提示し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 本資料では、追加的に検討を行う論点とした POCI について、会計基準の定めを確認の上、IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかについての分析及び提案をお示しする。

### III. 検討の観点の整理

5. ステップ2の進め方として、第478回企業会計基準委員会(2022年4月26日開催)及び第179回金融商品専門委員会(2022年4月19日開催)(以下合わせて「第478回企業会計基準委員会等」という。)では、次の目的及び考え方に沿って今後の基準の開発を行っていくことを提案していた。

(ステップ2の目的)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

(ステップ2の考え方)

IFRS第9号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS第9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めを明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。

6. 前項の考え方は、IFRS第9号と実質的に実務を整合させることを目指すという趣旨であり、金融商品の分類及び測定に関するIFRS第9号の定めを全面的に取り入れ、予想信用損失の算定結果と完全に一致させることを意図していないが、その一方、ステップ2において国際的な比較可能性を確保することを重視していることは変わらないため、仮にIFRS第9号の定めを取り入れない場合又はIFRS第9号とは異なる定めを設ける場合には、その理由が国際的に説明可能であることが重要と考えられる。
7. 本資料第5項及び前項の観点を踏まえ、IFRS第9号におけるPOCIとPOCI以外の金融資産とに適用される、予想信用損失及び償却原価に関する定めを確認した上で、国際的に説明可能であるかどうか及び実務負担の観点からASBJ事務局の分析及び提案をお示しする。なお、これらの定めについては別紙に例示及びイメージ図をお示ししている。

### IV. 会計基準の定めの確認

(IFRS第9号におけるPOCIに関する定め)

POCIの定義

8. POCI は、「購入又は組成した金融資産のうち、当初認識時に信用減損しているもの」と定義されている（IFRS 第 9 号付録 A 購入又は組成した金融資産の定義）。
9. IFRS 第 9 号では、金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している場合には信用減損しているとされ、金融資産が信用減損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれるとされている（IFRS 第 9 号付録 A 信用減損金融資産の定義）。
  - (1) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
  - (2) 契約違反（債務不履行又は期日経過事象など）
  - (3) 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
  - (4) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
  - (5) 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと
  - (6) 金融資産を発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで購入又は組成したこと

また、単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により金融資産の信用減損が生じている場合があるとされている。

#### **POCI の予想信用損失及び償却原価に関する IFRS 第 9 号の定め**

10. POCI の予想信用損失及び償却原価には、当初認識時に算定した信用調整後の実効金利を適用しなければならないとされている（IFRS 第 9 号第 5.4.1 項(a)及び第 B5.5.45 項）。また、信用調整後の実効金利を計算する際には、当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めることが要求されている（IFRS 第 9 号 B5.4.7 項）。

ここで、IFRS 第 9 号は、当該金融資産のすべての契約条件及び予想信用損失を考慮して算定された信用調整後の実効金利は、金融資産の予想存続期間を通じて見積った将来の現金の支払又は受取りを、POCI の償却原価まで正確に割り引く率であるとしている（IFRS 第 9 号付録 A 信用調整後の実効金利の定義）。
11. また、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かにかかわらず、企業は、POCI に係る損失評価引当金として、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額のみを認識しなければならないとされている（IFRS 第 9 号第 5.5.13 項）。また、全期間の予想信用損失が、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた予想信用損失の金額よりも少ない場合であっても、全期間の予想信用損失の有

利な変動を減損利得として認識しなければならないとされている（IFRS 第 9 号第 5.5.14 項）。

12. 本資料第 10 項及び前項の考え方について IFRS 第 9 号の結論の根拠において、コメント提出者は POCI の金利収益の算定に信用調整後の実効金利を用いることによって、取引の経済実態及び経営者の目的を適切に反映することができるかと述べている（IFRS 第 9 号 BC5.218 項）。また、国際会計基準審議会 (IASB) は、POCI の当初認識は公正価値で行われるため、これらの金融資産に対して、信用調整後の実効金利を適用しない場合、償却原価による帳簿価額が公正価値を上回り、損失評価引当金とグロスアップされてしまう。このため、他の金融資産との比較可能性が損なわれると考えていると説明している（IFRS 第 9 号 BC5.220 項）。

## **V. ASBJ 事務局の分析**

13. 本資料第 8 項から前項で確認した POCI 特有の定めについて、次項以降において、実務上の困難性及び国際的な比較可能性の観点から ASBJ 事務局の分析を示している<sup>1</sup>。

### **(実務上の困難性)**

#### **全期間の予想信用損失の見積りに関する分析**

14. 本資料第 11 項に記載の IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合、POCI については、12 か月の予想信用損失を測定することはなく、当初認識時において当該金融資産に対して全期間の予想信用損失を見積る必要がある。
15. この点、我が国の金融機関の実務においては、購入又は組成時には与信審査が予め行われることが一般的であると考えられることから、当初認識時に全期間の予想信用損失を見積るにあたって、原則として必要な信用リスクに関するデータは保有していると考えられる。そのため、追加的な実務負担は実務上困難と言えるほどではないと考えられる。

#### **信用調整後の実効金利による償却原価に関する分析**

16. 本資料第 10 項に記載したとおり、POCI の償却原価には、信用調整後の実効金利を

---

<sup>1</sup> 分析に当たっては、取得又は組成した金額が公正価値と一致していることを前提とする。

適用しなければならないとされている。

17. この点、本資料第 15 項に記載したとおり、実務において当初認識時に当該金融資産に対して全期間の予想信用損失を見積ることができると思定した場合、信用調整後の実効金利を算出することは計算上は可能であると考えられる。しかしながら、これまでの審議で償却原価に関して聞かれた意見を踏まえると、信用調整後の実効金利を算出するにあたり、当該金融資産の信用リスクに関するデータが必要となるが、現状、金利や収益を管理するシステムと引当のシステムは別のシステムとして管理しているため、これらのデータを連携することは、実務上負荷が生じると考えられる。
18. 前項の実務上の困難さについては、実効金利法による償却原価法の採用に関する審議において検討した他の論点に関する実務負担と共通していると考えられる。

#### (国際的な比較可能性)

19. IFRS 第 9 号では POCI について固有の会計処理を定めている。仮に我が国の会計基準において POCI の区分を設けない場合又は大きく異なる会計処理を定める場合には、国際的な比較可能性を確保することを重視するというステップ 2 の目的を達成できない可能性がある。
20. ここで、国際的な比較可能性という観点から、米国会計基準における取扱いを確認しておく。米国会計基準の Topic 326 では、信用が悪化している購入した金融資産 (Purchased financial assets with Credit Deterioration、以下「PCD 資産」という。) の当初測定において、CECL モデルに従って見積られた信用損失引当金を購入価額に加算し、その価額を当初の償却原価の基礎とするとされている (Paragraph 326-20-30-13) <sup>2</sup>。
21. この米国会計基準における PCD 資産に関する会計処理と IFRS 第 9 号における POCI に関する会計処理を比較すると、いずれも当初認識時に全期間の予想信用損失を算出する点、当初認識後の全期間の予想信用損失の変動を損益に認識する点では変わらないが、償却原価の基礎が異なり、その結果、実効金利が変わると考えられる。
22. 理屈の観点からはどちらの考え方もあり得るので、いずれの会計処理がより説得的

---

<sup>2</sup> なお、FASB の ASU No. 2016-13, Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments に係る適用後レビューでは、PCD 資産の会計処理について非 PCD 資産との区別を廃止し、購入日現在で組成以降、信用の質が重要ではないといえない程度 (more than insignificant) まで悪化していない購入資産にもグロス・アップ・アプローチを適用することを暫定的に決定している。

とは言えないと考えられる。また、米国会計基準における PCD 資産に関する取り扱いを我が国の会計基準に取り入れたとしても、実効金利法による償却原価法の採用について実務上の困難性が生じると考えられる。

23. このように理屈上の正当性がより説得的と言えず、また実務上の困難性が軽減されない状況において、一部の会計処理についてのみ米国会計基準の定めを取り入れることを正当化する理由を見出すことは難しいと考えられる。

**(小括)**

24. 国際的な比較可能性の観点からは POCI に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れる必要があると考えられる。一方、それらの定めを実務で適用する上では、実効金利法による償却原価法の採用に関する論点と同様の課題があると考えられる。
25. 第 499 回企業会計基準委員会等のステップ 2 及びステップ 3 の振り返りでは、実効金利法による償却原価法の採用に関する論点について、ASBJ 事務局の提案に対して賛成の意見と異論があるという意見との両方が聞かれている状況を踏まえ、ステップ 4 を採用する金融機関における定めを検討した上で改めて検討することとしている。POCI に係る定めについても、これらの論点とあわせて検討することが考えられる。

**VI. ASBJ 事務局の提案**

26. 本資料第 13 項から前項の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、POCI に関する IFRS 第 9 号の定めは、ステップ 4 を採用する金融機関における定めを検討した上で改めて検討するとしている実効金利法による償却原価法の採用に関する一部の論点とあわせて検討することとしてはどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 13 項から第 26 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

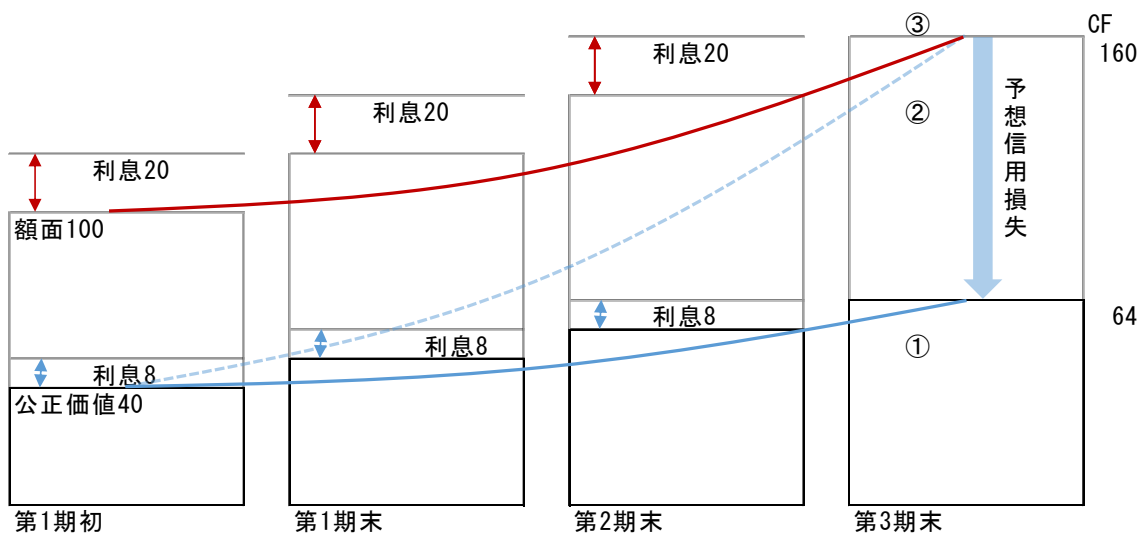
以上

別 紙

POCI に適用される IFRS 第 9 号の定めイメージ

1. 本資料第 10 項から第 12 項に記載した IFRS 第 9 号の POCI に適用される予想信用損失及び償却原価に関する定めについて、次の例示を用いて説明する。
2. 例示の前提は次のとおりである。
  - (1) 残存貸付期間 3 年、貸付金の契約上、額面は 100、利息は每期 20 を各期末に支払うこととされている。
  - (2) 企業 A は、第 1 期初に当該金融資産を 40 で購入し、購入時に信用減損資産に該当すると判断した。
  - (3) 企業 A は、購入時における当該金融資産に対する全期間のキャッシュ・フローについて、第 1 期及び第 2 期の利息が 8、3 年後（返済期日）に 48（元本 40、利息 8）が生じると見積った。
  - (4) 第 1 期から第 3 期にかけて、当初の見積りを変更する事象は発生していない。

【図表 1】 POCI に適用される IFRS 第 9 号の定めイメージ



3. 図表 1 の① (青色実線) は、信用調整後の実効金利を示している。また仮に実効金利に信用調整を行わない場合の割引率を② (青色点線)、当該金融資産が POCI に該当しておらず、第 1 期初に額面と同額の 100 で購入した場合の実効金利を③ (赤色実線) で示している。

**別 紙**

4. 図表 1 に示したとおり、当初の金融商品の価格付けには信用損失が反映されており、信用調整後の実効金利で割り引くことによって、取引の経済実態及び経営者の目的を適切に反映することができると考えられる。

以 上